

第795回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年11月28日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（17名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者（1名）

11 番 羽賀 大透

5. 事務局等出席者

事務局長 山岡 敏樹 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積について

○議長 これより、第795回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、3番濱田頼之委員、4番山本欣史委員にお願いします。
なお、11番羽賀大透委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議長 議事に入る前に、事務局より報告事項があります。

○事務局員 平成29年度永年勤続農業委員等の会長表彰について報告いたします。
このことにつきましては、11月10日高知市で開催されました、平成29年度下期会長・事務局長会議の席上、表彰が行われました。今年度県内では9つの市町村から23名が受賞され、そのうち宿毛市は最も多い9名の方が受賞されました。受賞されましたみなさん、誠におめでとうございます。
なお、今年7月の改選時に退任されました4名の方には、事務局から直接届けておりますのであわせて申し添えます。
それでは只今より表彰状の伝達式を行います。田村委員、今津委員、小島委員、川島委員の以上4名の方が受賞されました。受賞者を代表いたしまして田村委員へ会長から表彰状を授与いたします。

(会長より田村委員へ表彰状を手渡す)

ありがとうございました。

以上で永年勤続の表彰状伝達式を終了いたします。

○議長 これより議事に入ります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議事に入ります前に、事務局から提出しております議案内容に2か所の訂正及び変更がありますのでご説明いたします。
まず、このあと説明いたします1ページ、議案第1号 農地法第3条許可申請審査について、受付番号12番の申請理由、贈与による所有権移転(有償)とありますが、正しくは無償です。訂正いたします。

続きまして5ページ、議案第3号 宿毛市農用地利用集積について、受

付番号45番は利用権設定の内容については、当初、設定期間約半年で冬場の期間にブロッコリーを作る計画でしたが、申請手続を進める上で変更が生じたため、今回の申請を取り下げることとなりました。

以上のことから、今回の宿毛市農用地利用集積申請は2件となり、面積は、受付番号45番の内容を差し引いた面積8296.00㎡に変更になります。

なお、申請者の貸付人、借受人双方から本申請にかかる取下げ書が提出されておりますのであわせて報告いたします。

議案送付後の取り下げとなり、担当地区の委員のみなさまには、大変ご面倒をおかけすることとなり申し訳ありませんでした。

以上、2点内容の訂正及び変更についての説明を終わります。

それでは、議案第1号農地法第3条許可申請審査について説明いたします。今回は1件です。

はじめに番号12番。場所は2ページに位置図をつけております。大字二ノ宮。高石地区になります。市道沿いの農地、全部で4筆です。譲渡人と譲受人はいここにあたります。贈与で、取得後は季節野菜を作るとの計画が出されております。

なお、申請理由には、所有権移転（有償）とありますが、先程ご説明のとおり正しくは無償になります。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続きまして受付番号12番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに12番朗読】

先日、川島委員と事務局の小松さんと現地確認に行きまして、あと、双方に電話で確認したところ間違いのないとの事ですので、よろしく申し上げます。

○川島委員 この●●●●さんは、●●●●さんの奥さんで、●●●●さんの出里であって、畑もいらなくなり返すことになったそうです。本人に会って話をしましたので報告します。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたがこれに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第1号1件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第3号、農地法第5条許可申請審査についてご説明いたします。

受付番号16番。申請場所は戸内。議案書4ページの位置図を見ていただきたいと思います。申請地は、日当たりも良く太陽光発電に最適であるため、太陽光システムを設置しようとするものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、相続同意書等必要書類は添付されております。太陽光システムの設置に伴う農地の転用面積は752.00㎡、パネルが288枚、パソコン9台となります。

資金計画といたしましては、土地取得費74万8千円、設置工事費1,300万3,200円、雑費41万9千円、合計1,417万200円が経費になりますが全て借入れで行うという事になっております。

農地区分につきましては、第3種農地となりますので転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号16番について、車岡地区担当の小川委員より説明をお願いします。

○小川委員 【議案書をもとに16番朗読】

11月24日に西山委員と現地を見に行きました。譲渡人の●●●●さんには、電話で確認しましたところよろしくとの事で、譲受人の●●●●さんには会えませんけど、お父さんの●●●さんと話をして間違いないのでよろしく頼むとの事でした。よろしくをお願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は5ページになります。冒頭お伝えしましたように今回取下げがありましたので申請件数は2件、新規設定、再設定がそれぞれ1件ずつのあわせて2件になります。

番号46番。新規設定です。場所は大字伊与野、伊与野川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。申請者は、新規就農者につき、少しずつ経営規模を拡大しております。

地目は田ですが、こちらではハウスでイチゴを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

番号47番。再設定です。場所は大字山田、レストラン一風裏側、住吉神社沖と山田川沿いとの間に広がる農地の内の2筆と、国道56号線を挟んだ向かいに広がる農地のうちの1筆のあわせて3筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議長 続きます、受付番号46番について、伊与野地区担当の寺田委員お願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに46番朗読】
内容につきましては、浦田委員の方から説明させていただきます。

○浦田委員 11月22日に浦田委員と同行のうえ、利用権を設定する者●●●●さんの自宅へ伺い事実関係、間違いないという事で確認を取り、それで、利用権を設定を受ける者の●●●●さんへその場で電話をして、間違いないという事。それで、今、●●さんは平田でイチゴを作っていますが、たまたまハウスを貸してくれる者が伊与野におり、貸してくれるという事で、●●から伊与野へ行く方が近いのでこれを借りて来年から作ろうという事で、農業委員会関係ないですけど、まだ、残菜が残っていますので、残菜を●●さんが払いながら、来年からイチゴを作っていくという事で話をして間違いないという事ですので、よろしく申し上げます。以上。

○議長 続きます、受付番号47番について、山田地区担当の小島委員お願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに47番朗読】

先日、双方に電話で確認をしました。再設定で、●●●さんは山田の方で6町ほどの稲作をやっている農家であります。間違いのないと思われますので審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第3号」2件は、意見を附して市に通知することに決しました。

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。

非農地の報告について、事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。6ページをご覧ください。

番号35番。申請場所、所在地伊与野。登記地目は畑1筆。地図の方は7ページになります。場所は、国道321号線伊与野川橋を渡り右折して入った所の土地で、平成10年頃より耕作放棄し山林となり、現在に至る。

続きまして、番号36番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目は畑。地図の方は8ページになります。場所は、県道4号線二ノ宮橋を渡って左に入り、河原谷川沿いに上がった所の土地で、平成元年頃より狭隘な地形のため、耕作放棄し原野となり、現在に至る。

続きまして、番号37番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目は畑1筆。地図の方は同じく8ページになります。場所は、県道4号線二ノ宮橋を渡って左に入り、河原谷川沿いに上がった所の土地で、平成元年頃より狭隘な地形のため、耕作放棄し原野となり、現在に至る。

続きまして、番号38番。申請場所、押ノ川。登記地目は田5筆。地図の方は9ページになります。場所は、国道56号線聖ヶ丘病院付近、山手の土地で、平成元年頃から体の具合が悪く、現在高齢者になり後継者も無くそのまま放置し今日に至る。

続きまして、番号39番。申請場所、戸内。登記地目は畑1筆。地図の方は10ページになります。場所は、宿毛工業高校前のローソン背後地で平成6年から耕作放棄し原野となり現在に至っております。

以上5件につき、農地への復帰は困難と考えています。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号35番について、伊与野地区担当の寺田委員
お願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに受付番号35番朗読】

平成10年頃より山林となっているという事で、詳しいことはまた浦田委員に説明させていただきます。

○浦田委員 これは11月22日に電話ですけど本人に連絡しまして、それと、この●●●●さんの旦那、元●●●●の●●●●ですけど、3人で話をして、●●●●さんの実家からもらった土地で、もともと山やった所を土建屋さんが拓いて畑の格好みたいにはなっていますが、ずっと作ってないと。それで今現在で言うたらもう草が茂って、山林までは行ってないですけど、そんな状態。隣は山ですので何の事はないですけど、もう自分らも要りませんからまた実家に戻すと言うのが本来の目的であって、もろちょうけど、実際は本人らも山かと思ったという事で、これ畑になっちゃう感じが、逆にこっちに質問されたけど。要らんから戻す、そのあれで畑やけん非農地にしちゃって実家に返すがですと言う事で、周りに農地もないし、現状、もう山の端っこの茂った土地いう事で仕方がないかなと思うて判断しました。という事で現場から、寺田委員と一緒にここへ電話しました。という事でよろしく願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号36番と37番について、二ノ宮地区担当の山本委員お願いいたします。

○山本委員 **【議案書をもとに受付番号36番と37番朗読】**
先日、川島委員と事務局の小松さんと確認をしました。ここも道がないけんちょっと重機も入れんし、もう（農地への復帰は）無理と思います。
●●●●さん、●●●●さん双方に電話で連絡、確認しました。もう道が無いけんちょっと無理そうでした。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号38番について、押ノ川地区担当の松本委員お願いいたします。

○松本委員 **【議案書をもとに受付番号38番朗読】**
先日、田村委員と連絡しあって2人が行く予定でしたが、田村委員がちょっと体の調子が悪くて1人で行きました。本人に会って間違いないという事で確認しました。
現場は、5、6年前くらいから自分が高齢でよう作らないようになりまして、耕作放棄をした様子なので現在に至っております。現況は、セイタカアワダチソウが乱立して、復旧不可能ではないかと思えます。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号39番について、車岡地区担当の小川委員お願いいたします。

○小川委員 **【議案書をもとに受付番号39番朗読】**
11月24日に現地を西山委員と現地を見て来ましたが、茅はいっぱい生えちゃうし、それに土地には土を盛って、ボコボコどこかから土を持って来てボコボコになっているそうです。
もし、証明ができれば太陽光を設置したいとの事でした。よろしく願いします。

○議 長 事務局と委員から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○小川委員 すみません、西山委員ちょっとお願いします。

- 議長 (西山委員へ) お願いします。
- 西山委員 今のがちょっと付け加えます。今のがで●●●●さんの、から申請が出ちょうがですけど、実際太陽光やりたいのは先に出ちょうた●●●●さん。売買をして●●●●さんが太陽光をやりたいと。●●さんとは話をしてないがやけど、お父さんの●さんと話をして、太陽光をやるがやったら 5 条 (申請) を出してもらわんと、許可にならんかも分からんぞと申すてあります。どんなもんやろ。そのままできる。
- 松本委員 私もね、太陽光をやるという事らしいので、こういう 5 条申請が出ちょうけん 5 条申請とどんな区分をするのか。その区分分けというか、それをちょっと判断していただきたいのですが。
- 議長 どうでしょうね、皆さんはどんな意見でしょうかね。
- 寺田委員 所詮あれでしょ、これ一旦この非農地証明して、その後に所有権が移転する形だけなんでしょ。
- 議長 そう。
- 寺田委員 ただあの中に、現状作っていないか、放棄されているかだけじゃないの。
- 小島代理 これやったら 5 条申請と一緒にこれ放り込んだら、理屈は一緒やけんぞね。何でこれ分けてやったか。
- 濱田委員 5 条申請でやったら場合によっては、許可が出ん可能性が。出たら非農地にしたら後は簡単よね。そういうのが多分ある。
- 議長 時間がかかるがやかね。県にいつぺん送付せんといかんけん。
- 事務局長 あとはその非農地と転用の部分の使い分けといった部分で、非農地の部分では宿毛市のこの宿毛市農業委員会のですね、また規定する中では少なくとも 15 年以上ですね放棄したという形、あるいは他のものに転用してしもうちよって家が建ったとか、状況が少なくとも 15 年以上のものについて証明ができますよというのが非農地証明になる。
あとまあ、今後ですねちょっと話も少し変わるがですけど、第 1 種農

地、どう言っているのか分かりませんが、楠山の方でダムの関係ですね換地してですね楠山とか第1種農地ながですよ。で第1種農地あってもダムの関係でその後全く作ってなくて、言えば山林化しているような所も出てきております。

今後そういった所ですね、他の転用はできないかというような事も出るがやですけども、第1種農地についてはですね、その除外する要件というのはなかなか厳しくなってきます。その中で先程の楠山でいったらですね、その家がある訳でもないし、公共施設がですよ近くに幾つもある訳ではないですので、なかなか第1種農地から除外するということはなかなか厳しいものになっています。

何で、どういったもので除外をして転用できるかというのと、この、今ちょっと問題になっております非農地、非農地15年以上経ってですね非農地であってですね、また周りの農地にですね影響を及ぼさないとか特でないですよといった中でですね、うちの方に案件が上がってきて、そういう非農地が妥当だろうというような、うちは見解も出していかないといけない、今後ですね状況にもあります。

農地というのは、あくまでも宿毛市では、他ではいろいろ基準が違いますけど、宿毛市の今の基準としては少なくとも15年以上耕作放棄して山林化したり、あるいは家が建ったりして15年以上経ったものについて、証明の願いが出た場合にはどうしていくのか。復旧困難とかいろいろね委員さんからも説明していただきましたけれど、そんな状況を考えながら皆さんでこう協議してもらって決定していくという事で。

○山本(大)委員 ちよっとかまんですか。

○議 長 はい。

○山本(大)委員 ちよっと教えてもらいたいがやけど、この案件に賛否は関係ないがですが、この農業委員会では無論農地の関係だけやなと自分は思っていたのですが、この転用目的が非常にこの太陽光の設置についてというがかなり多くみられるようですが、この太陽光設置の許可というのは、どういう手順でどういような事になる訳でしょうか。非常に最近、国道沿い住宅街に多く見られているんな話を聞く訳ですが、ちよっと教えていただけたら。

○事務局長 もう大規模なものでない限りは、宿毛市では特に市内の部分ではですね

太陽光設置に関する規制は、メガソーラー以外にはないと思います。今、だいたい出て来ているのが 49.5k w以内というのが部分です、今回の部分もそうですけれど、そういった所の部分では特に宿毛市では。

四万十市であれば景観条例とかいろんな関係です、そちらで引っ掛かってできないとかいろんなところ。また、土佐清水の方も大岐の所です、いろいろあってそういうようなところ。太陽光の設置に関して市町村によっては、そういうこの許可の関係の部分があったりしますが、宿毛市の今、現状では、これぐらいの規模の部分については、特に太陽光に関する許可、許可の手続きは特にありません。

農地を転用することで農地転用の場合には、高知県の許可がいらしますので 4 条、5 条の関係です。その高知県の 4 条、5 条の関係にあたっては適正に転用ができるのか。しっかりとその周りの農地に迷惑をかけないとか、そういった部分の書類を添付する中で判断して問題ないだろうという事になれば、今、現状が出ている状況です。

○山本 (大) 委員 じゃこのあれですか、49.5k w以下であれば住民の苦情というのは全く関係なく、その設置ができると。そういう事になるがですか。

○議 長 隣地の許可があるけん、それをみないかんという事。

○山本 (大) 委員 隣地の許可というのは、例えば接しちょうという形でしょうですけども、例えばですね、何というかその住宅街であって 2 階、3 階建が非常に反射を受けて、生活の中でこう何か支障を感じるというか、いろいろ迷惑するところが出て来るような話をちらっと聞いた事があるがですけどね。そういうような事は、この設置には関係しないという事ですかね。

○事務局長 そう。先ほど言ったように。

○山本 (大) 委員 法的に言えばね。はい、どうも。ありがとうございました。

○議 長 農地以外は関与できんけんね、ここでは。

○山本 (大) 委員 もうここで許可したらそういう事よね。

○川島委員 それに隣地の許可があるわね。もし、それで反射する言うたちよ、隣の人やったら判子を押しちょう訳よね、判子のないもんではせんけんね。隣

の人に反射するような。

- 山本(大)委員 それは隣接しちよう所有権の農地に関係しちよう許可か、あるいはその住民にもそういうあれが、結局許可するかどうかの判断のあれになる訳。
- 小島代理 小さいところでは、そのような規格はない。
- 山本(大)委員 ないろ。
- 小島代理 雑種地なり、とにかく農地やないとできんけん。
- 山本(大)委員 まあ後から太陽光を設置しよう所へ住民がその移住をするのなら、当然考えて移住をするという事が言える訳でしょうけれども、そこへ長年住んでおって突然そういうものが設置したと、できたいう事になれば、またひとつ住民の苦情というのが違ってくるような気がするのですが。それは農委とは関係ないという事で分かりましたので。
- 寺田委員 全て 360 度の範囲で隣接のその承諾書をもらう訳でしょ。
- 事務局員 農地、農地、農地というような所ではありますけど。
- 寺田委員 隣地は住宅地であろうとなかろうと、全て(承諾書を)もらわん限り添付書類としては通るようなものではないんじゃない。こう出すためには。
- 今津委員 いつか太陽光やるようになったら隣接の許可というか、承諾をもらわにやできんとか言うのががじゃないがかえ、これは。
- 事務局員 この農地転用に、自分たちができるのは、その農地法の第4条、5条の関係になりますので、4条、5条についてはそういうあの隣地の当然同意書を添付しないと県の許可が下りないので。それ以上のまた、別件の仮に山林とかですよ、ちょっとそこ辺りの部分についてはちょっと自分たちも承知していない。
- 議長 山林とか宅地になると、僕らの外の話になるけんね。
- 松本委員 話がへちに行きよらせんかね。

- 議 長 へちに行きよる。ちょっと、また、太陽光の話はここではあんまり。
- 山本(大)委員 けど、ここではやけんどね、それはその詰めてどうこういう話やないがやけんど。だけど、ここでそういう農地の関係をするということは、目的が分かってここで許可しよるといような話にも、またこれ全くつながらない訳でもないような気がするがよ。
 例えばそういう人らの苦情を聞くとそこで許可しちょうから、自分らもそういう迷惑をしよるがやと、逆に言えばああそうなるがかなという。
- 議 長 許可する時点で、隣地の人が判子をついちょうがやけん。
- 山本(大)委員 そりゃあ理屈はそうやけんど。そういう人の中に。
- 議 長 あとの祭りよね。あとの祭り。
- 山本(大)委員 ちょっと自分らあもそこのあたり知ちよかんと、そういう説明をせんといかんなど思うて、ちょっと伺った訳です。以上です。
- 議 長 なかなか難しいね、これは。
- 山本(大)委員 もう結構です、これで。
- 澤田委員 隣のこの●●さんか、この人は●さんの娘さんの所やろ。
- 西山委員 ●●は違うで。
- 議 長 ●●は別。
- 澤田委員 けんどこも元々、●●●さんの所有地やったがやけん。
- 西山委員 やろね。
- 澤田委員 いやいや、やったが。ここ転用許可出しちょうがやけん、いかん言うたちいかんで。
- 議 長 ●●さんの時は5条で出しちょうがやけん。

- 澤田委員 いや、どっちにしたし、どっちにしたち転用しちよるがやけん。転用して宅地になっちょうがやけん。5条で。
- 議 長 今日、今話題になっちょうがは、この38と39を非農地で。
- 澤田委員 それがは分かるがやけん。
- 議 長 非農地で判定するのか、5条でもらうかという。
- 松本委員 これはよ今後よ受付する際によ、その事務局が判断してもろたらええと思うがやけん。
- 小島代理 受付の時にね。
- 松本委員 受付の時に、そうじゃないとここへ出てきたら。
- 小島代理 これはこれで審議をせんといかんけんね。
- 事務局長 自分の考え方は基準である非農地の基準で、15年、少なくとも15年です。これに適応する部分についてはですよね、受付せざるを得ないと思っています。その中で皆さんで議案としてあげる中でですね、皆さんで確認してもらいながら、やっぱりこれはこうだということを言ってもらうのではないかなとは思っています。
- 小島代理 かっちりとした計画が煮詰まってないがやけん、とりあえず非農地を出しちよってという事ながやろ。それで行く。
- 田村委員 あのいいですか。山間部とかもう本当に耕作誰も預からん所、放棄状態の所はもう非農地でもその後どうしようが。それは住宅地、1回●●●の西側の所を非農地で出されちよって、やり直していただいたのがあるじゃないですか。住宅地とか直せんこともないとか、そういう場合でちょっと判断してよね、山間部とか非農地で判断した後、持ち主が転用される分については問題ないというかそんな感じでこう考えてみたらどうでしょうか。
- 議 長 どうでしょう、そのような形で行きますか。

(「はい」の声あり)

○議 長 今回の 5 件に関してどうでしょうか。非農地を証明することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ってよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。非農地証明 5 件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明 5 件については、証明することに決しました。

○議 長 続きまして、事務局より報告事項があります。

○事務局長 (農地法第 5 条許可申請の取り消しについて)

私の方から 2 点あります。

まず 1 点目はですね平成 28 年とちょっと古い話ながですけど 1 年以上前の話ながですけど、28 年 4 月にですね申請があつて平成 28 年 6 月 6 日にですね高知県の許可が下りておりました●●●●●の役員住宅。増築の関係で許可をもらつておつたがですけど、いろいろ既存住宅の改修に思った以上に費用が掛かりすぎることでですね、別の所にですね住宅を建築する事となりまして。それでまあ 11 月 15 日付けでですね取り消し、一度許可を出してますので取り消し願というのが出ておりますので、これをまたここで確認をさせていただく中で、また県の方にですね意見書を付けて出していきたいと思っております。

(農業整備振興地域整備計画区域の除外申請取下げについて)

それともう 1 点はですね、今年の 8 月 4 日の総会の時にですね、農業振興地域整備計画区域から除外の申請が出ておりました●●さんの案件です

けども、今の面積部分がちょっとまた分筆を通してですね、再度申請のやり直しをないといけないという事になりまして、一旦ですね取下げの願いが産業振興課の方に出ておりますので、うちの方も異議ありません、問題ないですよの回答をしておりましたので、皆さんに報告をさせていただきます。

また引き続きですね、ここの地番の所は分筆する中で除外の申出が出て来るかと思っておりますので、またその時は、また一度総会の中で協議していただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○事務局員 (次回総会の日程について)

回りの総会の日程は、12月21日木曜日、議案の送付は総会開催一週間前の14日頃を予定しております。農地法第3条許可申請が6、7件出ておりますので、内容を精査したうえで担当地域の委員の皆さまには年末の中何かとご面倒をおかけいたしますがよろしく願いいたします。

(農業祭での農業者年金相談コーナー開設について)

続きまして、農業祭での農業者年金相談コーナー開設についてご説明いたします。議案に同封しておりました資料1をご覧ください。

例年開催されております農業祭へ、今年も農地・農業者年金相談コーナーを開設いたします。日時は次の日曜日(3日9:00~16:00)。当日は、相談コーナーを宿毛支所の3階へ開設し、事務局、農業者年金加入推進担当の田村委員のほか、農業会議から2名スタッフを配置予定で、農地や農業者年金の相談対応にあたります。

なお、広報すくも12月号に農業者年金相談コーナー開設と、JAグループ高知・県域担い手サポート連絡協議会が取り組んでおります「農業者年金加入促進事業」のPRチラシを掲載し呼びかける事しております。

現在、農業者年金の加入推進の取り組みとしてご案内のとおり、今年度2名の新規加入を目指しておりますので、つきましては、委員の皆さまからも、若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますようお願いいたします。

事務局からの報告は以上です。

○田村委員 追加でこの表を見て頂いたら28年度四万十町は6、黒潮町は4と上半期だけで推進されているようです。戸別訪問を主にして委員さんたちと事務局とでチームを組んで行って頑張っておられるようなんですが。宿毛市を見て頂いたらなかなか。戸別訪問は事務局とあわせて山口委員さんとで行

ったりしたんですけどなかなかないんですが。将来を考えたらいいこの制度なので、頑張って何とか今年中に1人、2人とれたらいいんですけど、よろしく。この農業祭までにちょっと若い人に声かけていただいて、よろしくお願いします。

○濱田委員 毎年わしもやりようけど、農業祭の時に4Hクラブがよジャガイモ売ったりしよる。その子ら30代の子もおるけんよ。

○小川委員 去年も声掛けたもんね。

○田村委員 声掛けるけんどね、あれしてくれん。

○濱田委員 そのあたり3階上がって言うてチラシ配ったけんど、前回は来てなかったけんよ。逆に下に降りてよジャガイモ売りよう所行ってよ、ちょっと農業委員がこうこう言うて話しに行つてよ、待ちよつてもなかなかあれやけん。ちょっと若い子おるけん。

○田村委員 毎年しつこく言いよるんですけど。逆に戸別訪問の方なんかの方が農閑期というか皆さん1年中忙しいけど、行った方がいいかもしれせんけどちょうど農業祭があるので、それを目指して皆さん声かけをよろしく願います。

○議長 頑張っていきましょう。

○事務局員 ありがとうございます。今、濱田委員からもありましたように、当日いろいろな催しがあります。4Hクラブも出店されるとの事で、農業委員会も組織改選されて初めての農業祭を迎えますので、そのような若い方へもこちらから積極的に入って行って加入推進の呼びかけをしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○事務局員 (農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について)

来月の総会では通常の議題の他に先月ご提案いたしました、宿毛市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」についてご提案しているところです。ご意見等がありましたらという事で、現在募集をしておりますところですが、年内最後の来月の総会で提案を承認していただきたく、また再度提案させていただきますので、先月送付しております指

針（案）について、今一度また目を通していただきますようよろしく
お願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第795回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分時閉会

平成29年11月28日

会　長

農業委員

農業委員